



長野県報

3月4日(月)
平成31年
(2019年)
第3055号

目 次

規 則

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則(医療推進課) 1

告 示

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(水大気環境課) 1

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課) 2

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 2

公 告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市・まちづくり課) 2

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課) 2

規 則

告 示

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月4日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第3号

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則

長野県看護大学大学院学則(平成10年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「第104条第4項」を「第104条第7項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

医療推進課

長野県告示第87号

平成29年長野県告示第377号により土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の指定をした形質変更時要届出区域(同条第2項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の一部について、同条第2項の規定によりその指定を解除します。

平成31年3月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
別図に示す区域(別図は省略し、長野県環境部水大気環境課及び長野県上伊那地域振興局環境課に備え置いて縦覧に供します。)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

水大気環境課